

新潟県再犯防止推進計画
(社会復帰支援計画)

令和2年3月

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画の対象者等	1
第4節	計画の期間	1
第5節	基本方針	1
第6節	目指す姿	2
第2章	新潟県の現状	
第1節	犯罪の発生状況	
1	再犯者数の推移	4
2	刑法犯少年の検挙人数、再犯者数及び再犯者率の推移	4
3	覚せい剤事犯検挙件数、検挙人数及び再犯者率の推移	5
第2節	矯正施設の入所者等の状況について	
1	再入者（入所度数が2度以上の者）の状況	5
2	出所受刑者2年以内の再入者の状況	6
3	高齢（65歳以上）受刑者の状況	6
4	刑務所出所時に適切な帰住先がない者の状況	7
5	新受刑者中犯罪時に無職であった者の状況	7
6	新潟県地域生活定着支援センターコーディネート業務の状況	8
第3節	更生保護に関する状況	
1	保護観察終了時に無職である者の状況	8
2	協力雇用主等の状況	9
3	刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者の状況	9
4	更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況	10
5	社会を明るくする運動行事参加人数	10
第3章	施策の展開	
第1節	就労・住居の確保のための取組	
1	就労の確保等の取組	11
2	住居の確保等の取組	14
第2節	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	16

第3節	非行の防止等	20
第4節	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
1	民間協力者の活動の促進のための取組	21
2	広報・啓発活動の推進のための取組	22
第5節	市町村・国・関係団体との連携強化の取組	23

第4章 資料

1	県内の福祉支援・福祉サービス一覧	26
2	再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）	39
3	用語の説明	45
4	新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）策定委員会	52

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めることとされました。

県は、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、「新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）」（以下「県計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

第3節 計画の対象者等

計画の支援対象者は、犯罪をした者等（起訴猶予者、執行猶予者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等のうち、支援が必要な者）とします。

また、再犯防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近でないため、県民を巻き込んで、広報・啓発を実施します。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和7年度の6年間とします。

第5節 基本方針

再犯防止推進法の第3条に掲げられた「基本理念」及び国の計画に設定された「基本方針」を踏まえ、本県における個々の施策の策定・実施や、関係機関・団体等との連携を推進していくため、次に掲げる5つの取組を重点的に実施します。

- ① 市町村・国・関係団体との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

第6節 目指す姿

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく県民の理解協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指します。

再犯防止推進法の第3条に掲げられた「基本理念」

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の計画に設定されている「基本方針」

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

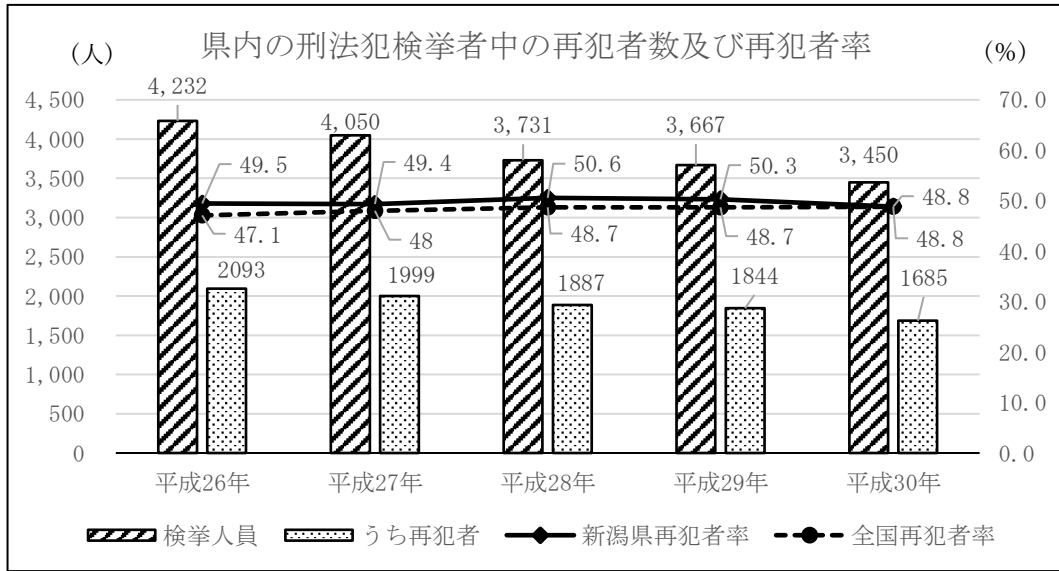
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2章 新潟県の現状

第1節 犯罪の発生状況

1 再犯者数の推移

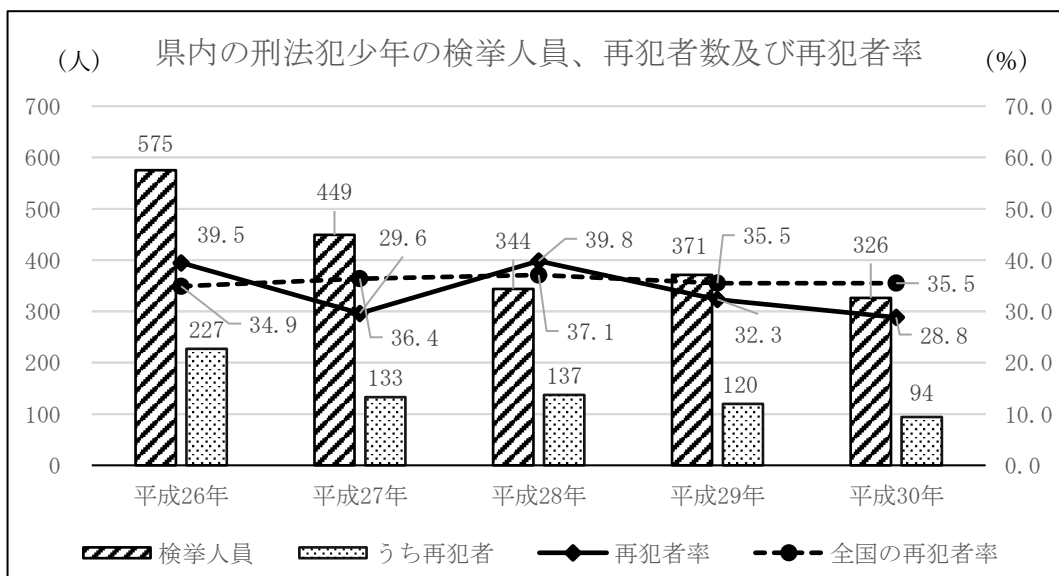
県内における刑法犯の検挙人員は、減少傾向にあるが、検挙人員の再犯者率は、50%前後で推移しており、全国再犯者率と同様の傾向となっています。



【法務省】

2 刑法犯少年の検挙人員、再犯者数及び再犯者率の推移

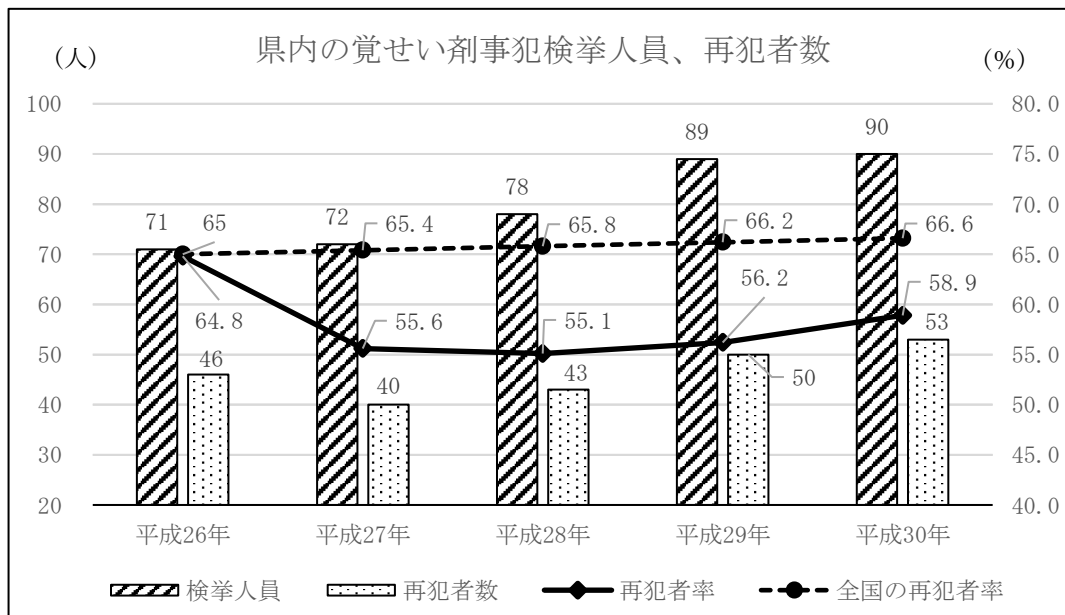
県内における刑法犯少年の検挙人員は、減少傾向にあるが、刑法犯少年の再犯者率は、30%前後で推移しています。



【新潟県警察本部】

3 覚せい剤事犯検挙人員、再犯者数及び再犯者率の推移

県内の覚せい剤事犯検挙人員については増加傾向にあり、再犯者率も6割前後で推移しています。

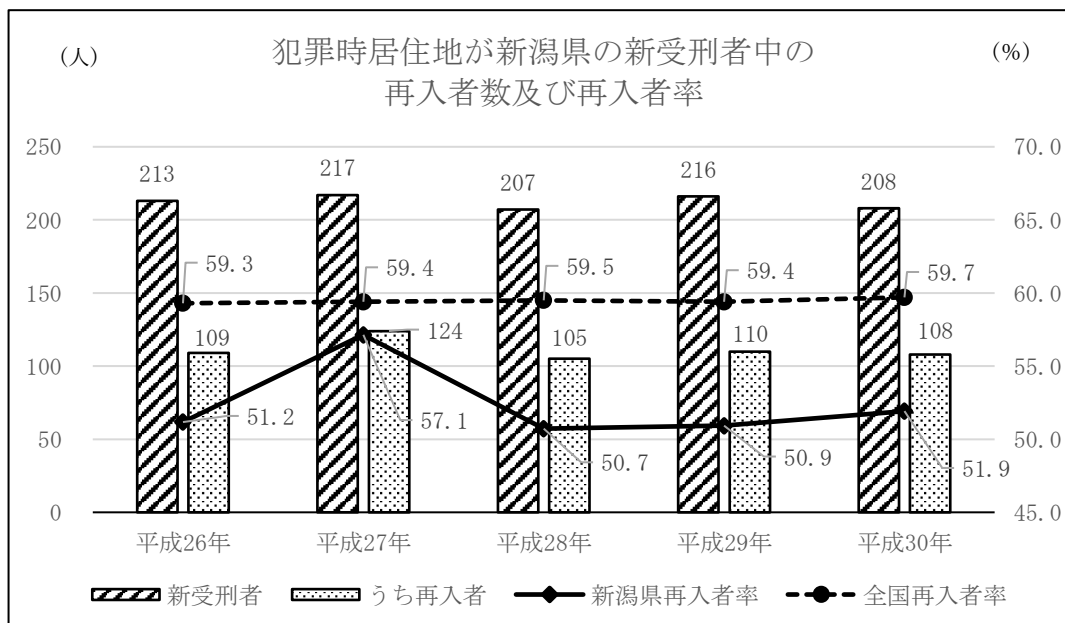


【新潟県警察本部】

第2節 矯正施設の入所者等の状況について

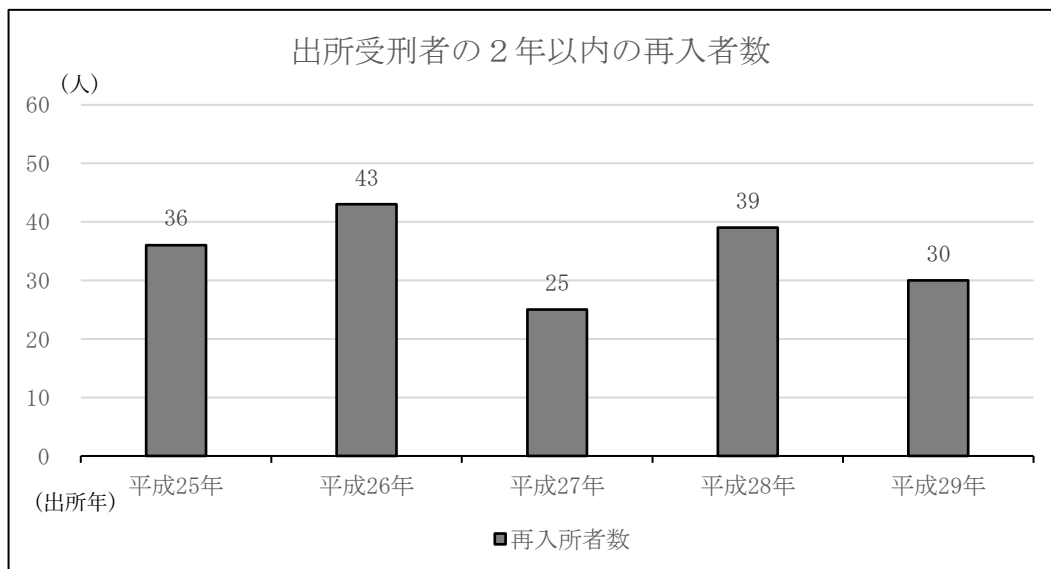
1 再入者（入所度数が2度以上の者）の状況

新受刑者数については210人前後。再入者率は50%前後で、全国再入者率よりも低く推移しています。



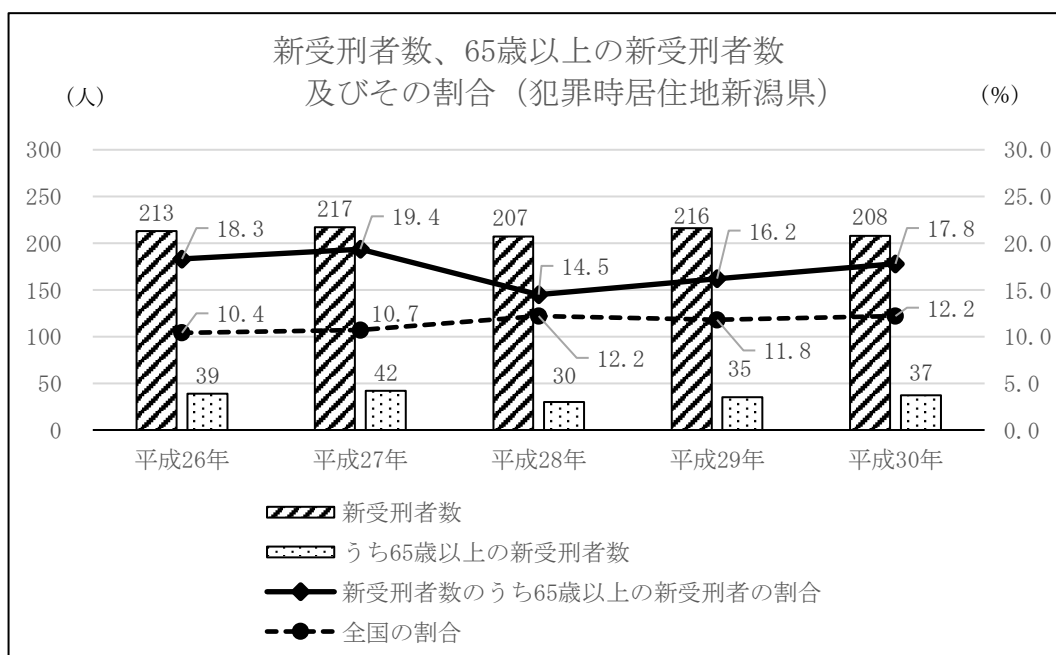
【法務省】

- 2 出所受刑者の2年以内再入者（再入所にかかる犯罪時の居住地が県内）の状況
 出所受刑者の2年以内の再入者であって、再入所にかかる犯罪時の居住地が県内の者の人数は、数は、出所年ごとにばらつきがありますが平均すると34.6人となります。



【法務省】

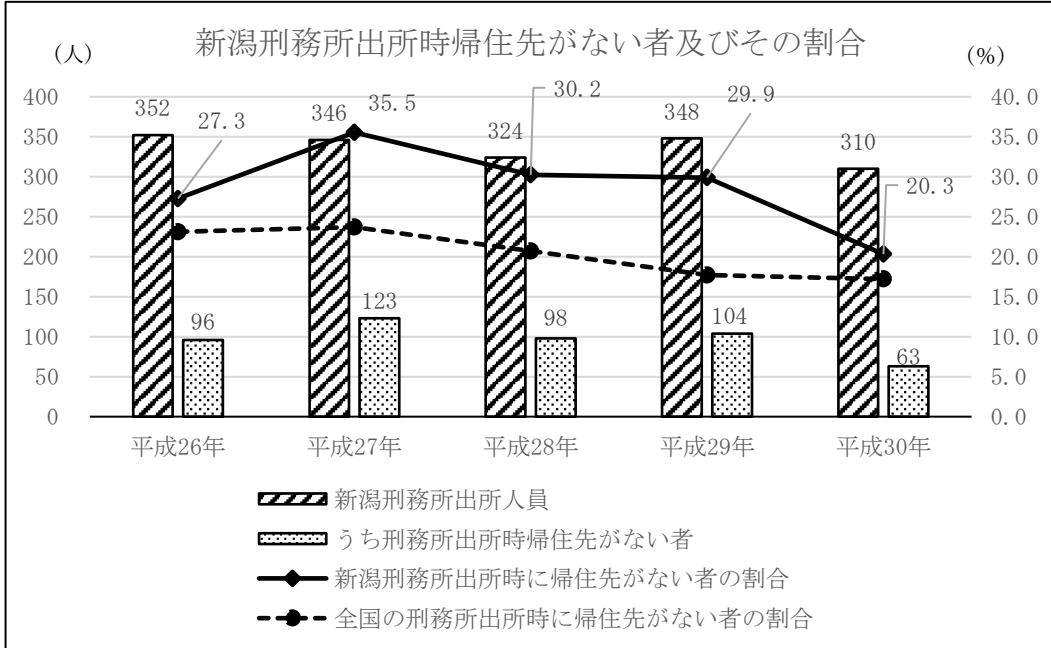
- 3 高齢（65歳以上）受刑者の状況
 県内の65歳以上の新受刑者の割合は、全国と比較して高い割合で推移しています。



【法務省】

4 刑務所出所時に適切な帰住先がない者の状況

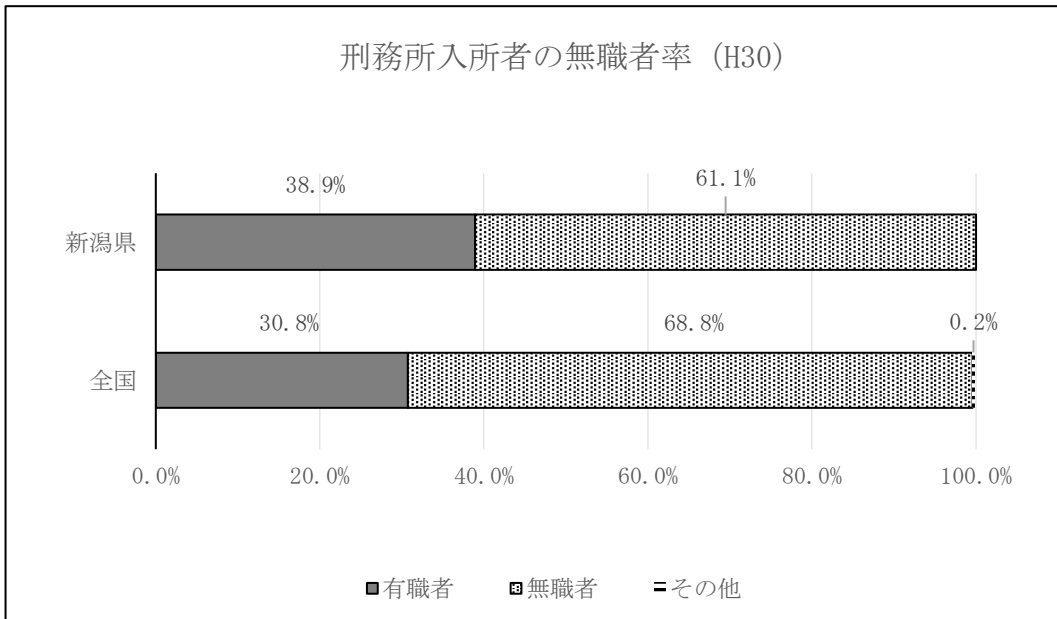
新潟刑務所出所時に帰住先がない者は、犯罪傾向の進んだ男性受刑者を収容していることもあり、全国と比較して高い割合で推移しています。



【法務省】

5 新受刑者中犯罪時に無職であった者の状況

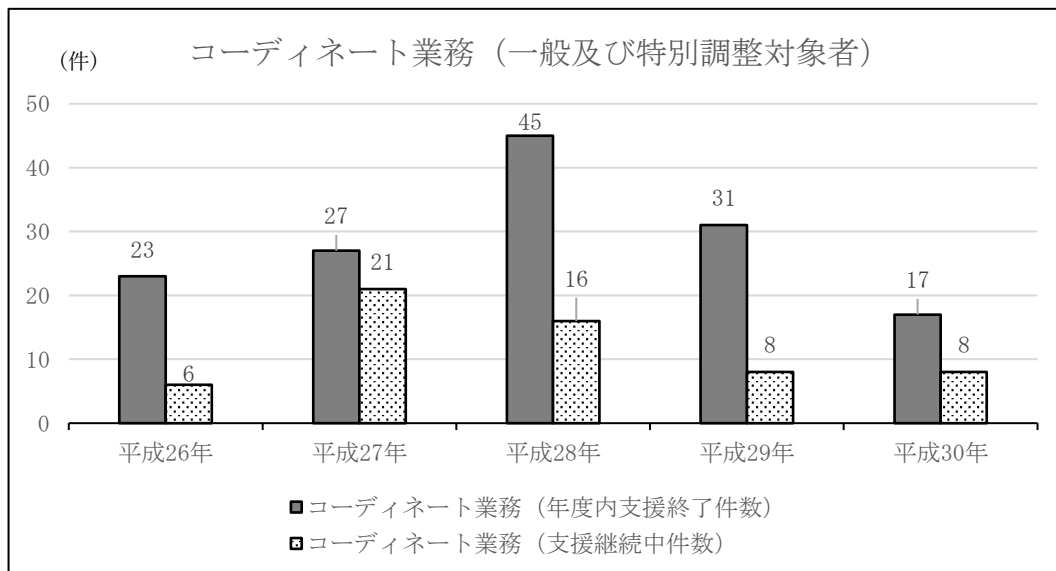
新受刑者中の犯罪時居住地が新潟県の者のうち、犯罪時無職であった者の割合は61.1%であり、全国よりも低い割合となっています。



【法務省】

6 新潟県地域生活定着支援センターコーディネート業務の状況

新潟県地域生活定着支援センターにおいて実施しているコーディネート業務については、年度によってばらつきはあるが、対応困難ケースが増加しています。

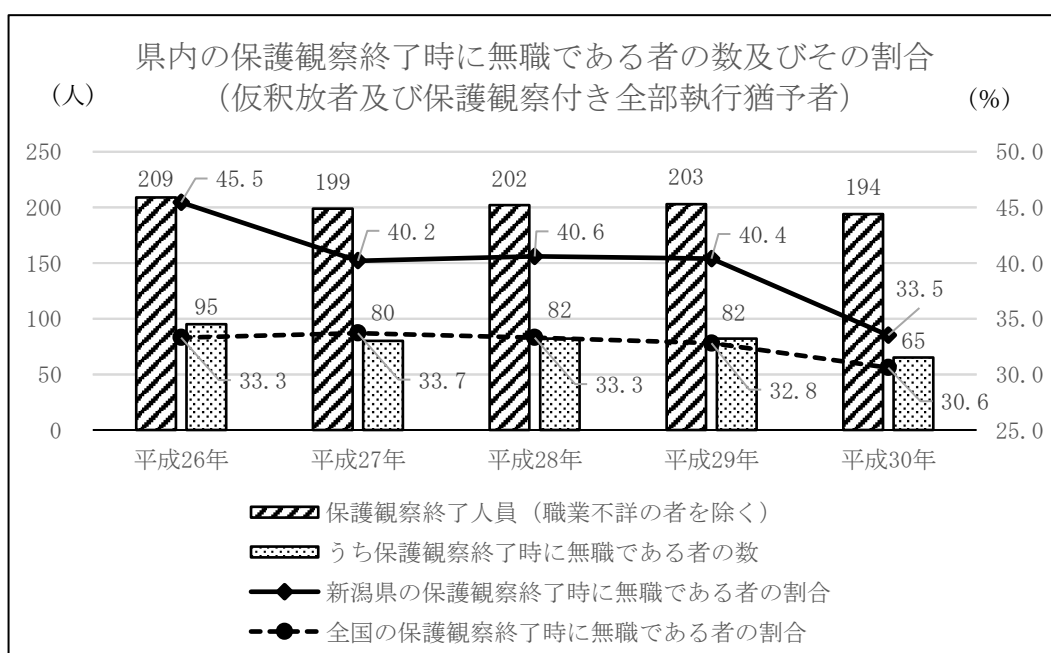


【新潟県地域生活定着支援センター】

第3節 更生保護に関わる状況

1 保護観察終了時に無職である者の状況

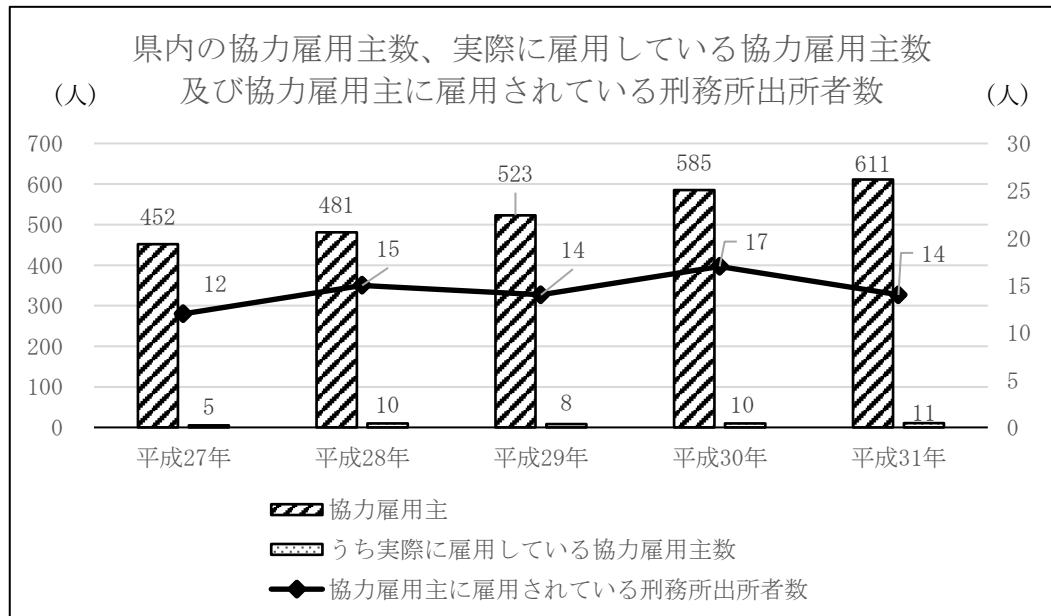
新潟保護観察所で、保護観察終了時に無職であるものの割合は、全国の割合よりも高く推移しているが、減少傾向となっています。



【法務省】

2 協力雇用主等の状況

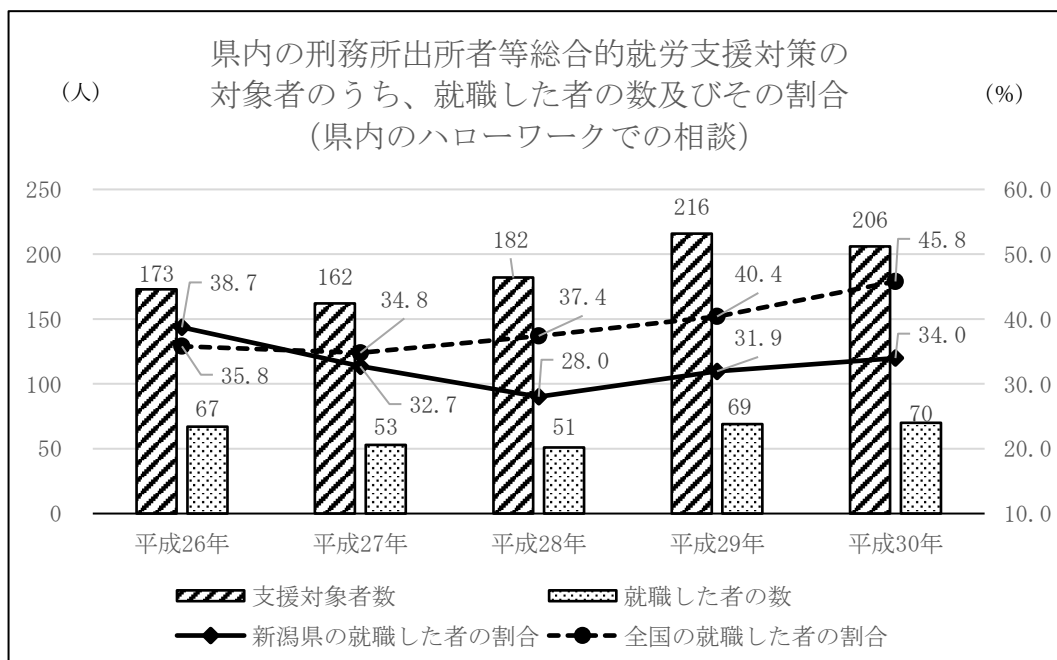
県内の協力雇用主数は増加しているが、実際に雇用している協力雇用主数は、10社程度で、雇用されている出所者数は15人前後で推移しています。



【法務省】

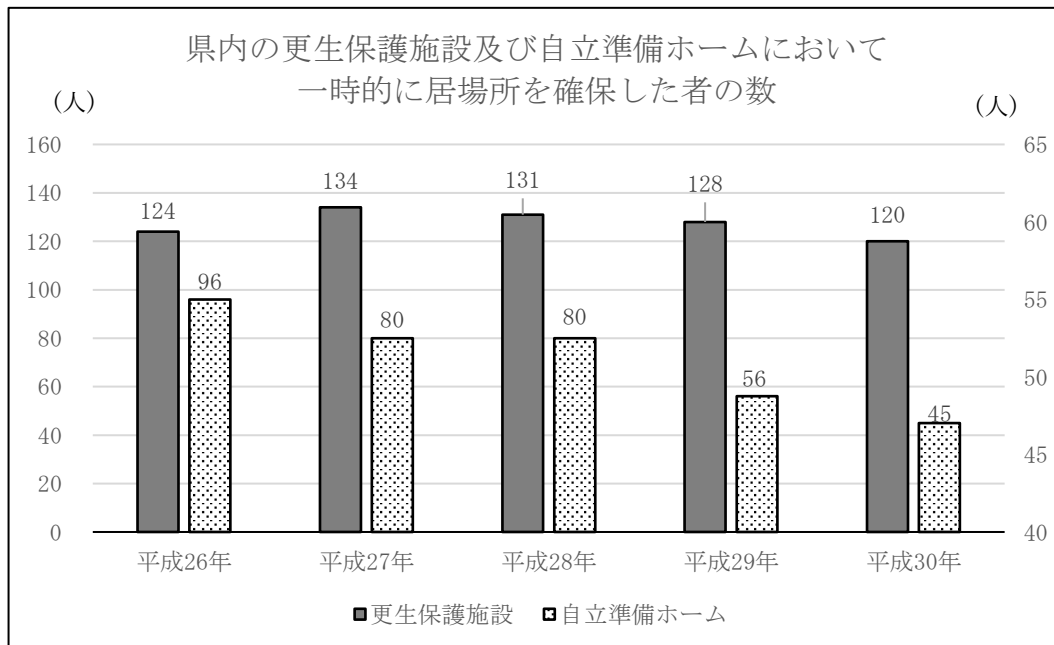
3 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者の状況

県内のハローワークで相談を受け、就職へ繋がった者は30%前後で推移しており、平成27年以降、全国よりも低い割合になっています。



【法務省】

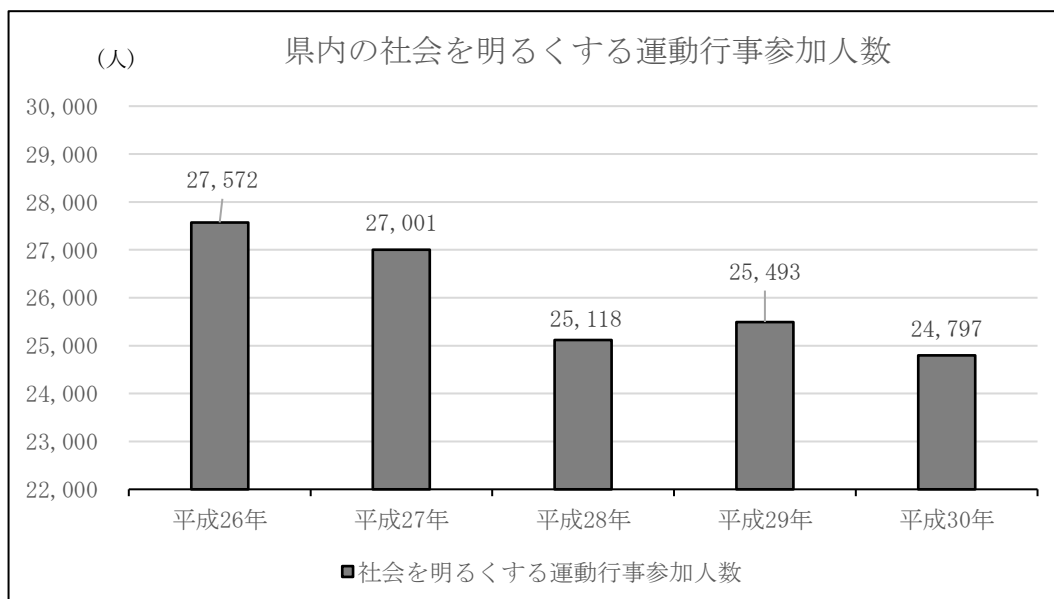
- 4 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況
 県内で、更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者については、減少傾向にあります。



【法務省】

- 5 社会を明るくする運動行事参加人数

県内の社会を明るくする運動行事参加人数については、近年減少傾向にあります。



【法務省】

第3章 施策の展開

第1節 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保等の取組

(1) 現状と課題

平成30年に全国の刑務所入所者のうち無職であった者は68.8%となっており、新潟県の入所者のうち無職であった者は61.1%となっています。また、全国の刑務所入所者のうち再犯者で無職であったものは、72.3%となっており、高い水準となっています。そのため、矯正施設の出所後の再就職は、社会復帰のためには重要です。

国では矯正施設入所者や保護観察対象者等に対してハローワーク、新潟県就労支援事業者機構等と連携し、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施していますが、更なる就労支援が必要な状況にあります。

犯罪をした者等の就労については、「協力雇用主制度」があります。県内の協力雇用主は、平成30年現在611社あり、そのうち実際に刑務所出所者等を雇用しているのは11社で、被雇用者は、14人とどまっており、犯罪をした者等と雇用主とのマッチングはなかなか進まない状況にあります。

(2) 具体的施策

ア 就労に向けた支援の充実

○ 就労支援の充実【労政雇用課】

就労に意欲がある罪を犯した者等に対し、関係機関・関係団体と連携しながら、就労の支援をします。

○ 暴力団関係者の離脱・就労支援の充実【警察本部】

暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入に賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。

イ 協力雇用主の拡大に対する支援

○ 県主催の企業向けのセミナー等での協力雇用主制度の周知【労政雇用課】

県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において国の機関と連携しながら協力雇用主制度等を周知します。

○ 県の競争入札参加資格審査での加点措置【監理課】

全国の状況等も踏まえ、県の建設工事に係る競争入札参加資格審査において協力雇用主への加点措置を検討します。

【国・民間の取組】

- 法務省による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、ハローワーク、新潟県就労支援事業者機構等と連携し、「就労支援メニュー（身元保証制度、トライアル雇用、セミナー・事業所見学会、職場体験講習）」を活用した「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

また、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給する制度を設けています。【新潟保護観察所】

- 新潟県独自の支援策としては、新潟県就労支援事業者機構の協力を得て、法務省による上記対策のうち、身元保証制度及び刑務所出所者等就労奨励金が利用できなかった雇用主に対し、見舞金や奨励金を支給する制度を設けています。

【新潟保護観察所】

- 県内の協力雇用主に対し、上記のような支援対策を始め、関係機関が実施する雇用促進対策の周知を行い、刑務所出所者等の雇用促進を図っています。

【新潟保護観察所】

- 在所中にキャリアコンサルタントによる相談の機会を設け、進路選択の幅を広げる取組を実施しています。

【新潟少年鑑別所】

- 新潟公共職業安定所の就労支援ナビゲータが、週2回来所し、当所の就労支援スタッフのほか支援対象者に対し、就労支援に係る助言、指導を行います。

受刑者を企業のマッチング等を行う矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）とも連携しつつ、希望する職種や帰住先などの条件が一致する求人があれば、在所中の採用面接をするなどして、出所後、円滑に就労先の確保ができるよう、関係機関と連携して就労の確保に取り組んでいます。

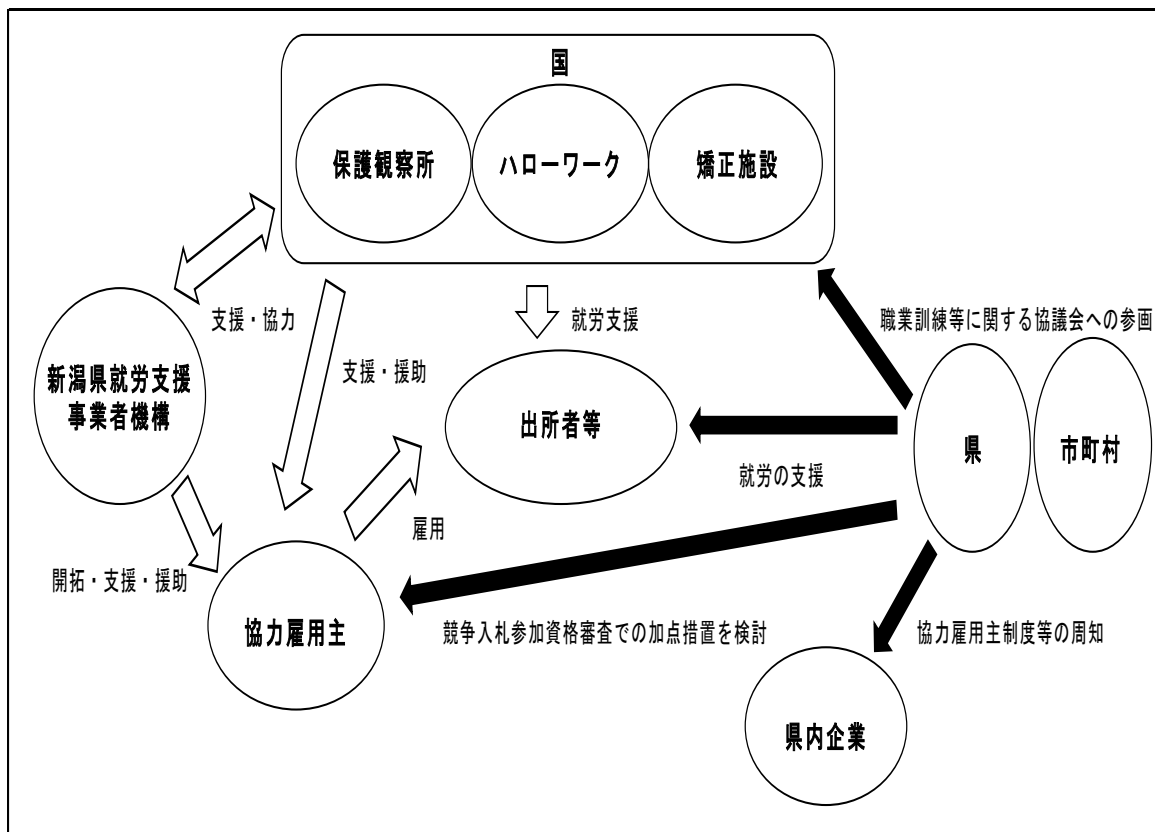
職業訓練として、フォークリフト運転科、建築塗装科及びビジネススキル科を実施しています。【新潟刑務所】

- 仮退院を控えた少年に対して、ハローワークの職員による講話を2か月に1回実施し、求人状況の説明や職業人としてのマナー、職場に適應するための知識等

を付与しています。その他、在院中3回から4回程度、キャリアカウンセラーによる面接を実施し、職業相談等を行っています。

就労支援として、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介を実施し、採用面接を行うケースもあります。職業指導の溶接科を設けているほか、フォークリフト、小型車両系建設機械の資格を取得させています。 【新潟少年学院】

※就労の確保（イメージ図）



2 住居の確保等の取組

(1) 現状と課題

平成 30 年に 県内の刑務所を出所した者のうち、出所時に帰住先がない者の割合は 20.3%となっており、減少傾向にありますが、全国平均より高い状況となっています。

また、平成 30 年に県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は 165 人に上り、多くの者が更生保護施設及び自立準備ホームを利用しています。

更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、地域社会において安定した生活を送るためには、恒久的・安定的な住居の確保が必要ですが、経済的に家賃の支払いが難しい、身元保証人がいない、家賃滞納履歴等により民間家賃保証会社が利用できないといった理由で賃貸契約を結べないといった状況にあり、恒久的・安定的な住居の確保ができず、再び罪を犯してしまっています。

(2) 具体的施策

○ 公営住宅への受け入れ【建築住宅課】

罪を犯した者等の入居における配慮の検討を行い、その内容は公営住宅を管理する県内市町村等と情報共有します。

○ 民間賃貸住宅による居住支援【都市政策課】

新潟県居住支援協議会を通じ、罪を犯した者等の民間賃貸住宅への入居、賃貸人の理解の促進に努めます。

【国・民間の取組】

- 刑務所出所者等で住居のない者のうち、更生緊急保護又は保護観察の対象者となった者については、更生保護施設や自立準備ホームに受け入れ、就労支援対策を活用するなどして就労を確保し、貯蓄を督励することで最終的な自立先の確保を促しています。【新潟保護観察所】

- 高齢又は障害などの理由により就労困難な者については、地域生活定着支援センターの協力を得て、出所者等のニーズに適した住居や福祉の支援の調整を行っています。【新潟保護観察所】

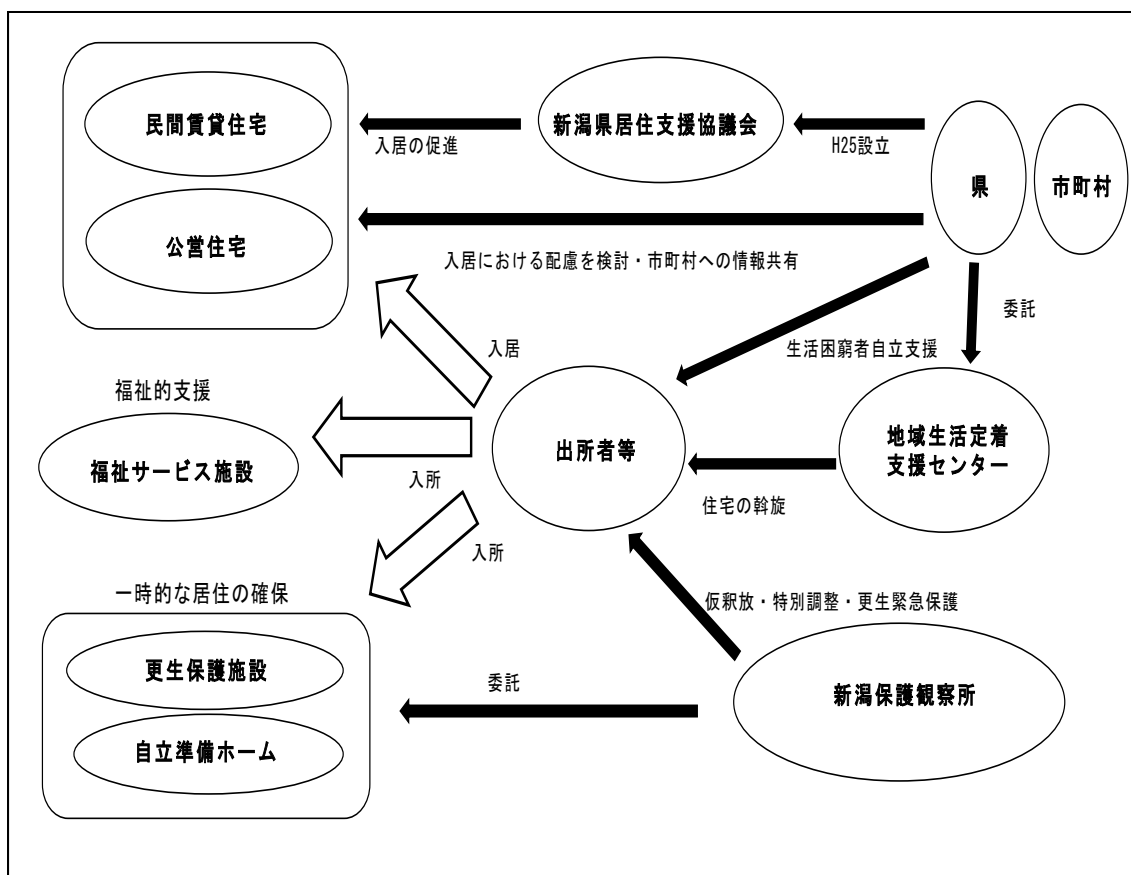
- 帰住先がないまま出所する者で就労する意欲がある者については、寮付きの就労の確保を前提に就労支援を行っています。

また、出所後、自力で生活できない者に対しては、保護観察所や地域生活定着支援センター等と連携して、出所後、福祉施設などに帰住できるよう、帰住先の確保に取り組んでいます。【新潟刑務所】

- 保護者等の引受けができない場合は、保護観察所と連携して、更生保護施設、NPO法人等に帰住させています。

また、福祉的支援が必要な場合は、地域生活定着支援センターの協力を得て、福祉施設等へ帰住させています。【新潟少年学院】

※住居の確保（イメージ図）



第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 現状と課題

平成30年の全国の入所者のうち、高齢者（65歳以上の者）は、12.2%を占めています。また、新潟県の入所者のうち、高齢者は17.8%となっています。

国の計画では、高齢者が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。

障害者のうち、知的障害のある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰は、本県が設置している「新潟県地域生活定着支援センター」が支援をしています。しかし、高齢・障害者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障害者や認知症と思われる者等に対しての支援体制が不十分といった課題があります。

全国の覚せい剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超え、高い水準にあり、平成30年における検挙者数のうち同一罪名再犯者が66.2%を占めています。新潟県においても58.9%を占めています。薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要ですが、新潟県においても、薬物依存症者への治療・支援の体制整備を進めていく必要があります。

(2) 具体的施策

○ 新潟県地域生活定着支援センターの充実強化【福祉保健課】

高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰のため、本県が設置している「新潟県地域生活定着支援センター」は、刑事司法関係機関と連携し、刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

○ 連携ネットワークの構築【福祉保健課・障害福祉課・高齢福祉保健課】

犯罪をした者等のうち、高齢又は障害者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障害者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域の連携ネットワークの構築を行います。

- 保健医療・福祉サービスの周知【福祉保健課・障害福祉課・高齢福祉保健課】
高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者がスムーズに保健医療・福祉サービスが受けられるよう周知・支援します。
- 障害者への支援の充実【障害福祉課】
障害を抱え、自立困難で福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者等が、適切な福祉サービスを受けられるよう支援します。
- 薬物依存症者への支援【医務薬事課、障害福祉課】
精神保健福祉センターや保健所等における窓口での相談体制に加え、薬物依存症からの回復を支援するため、薬物依存症治療の専門医療機関の選定や、相談拠点の設置を進めます。

【国・民間の取組】

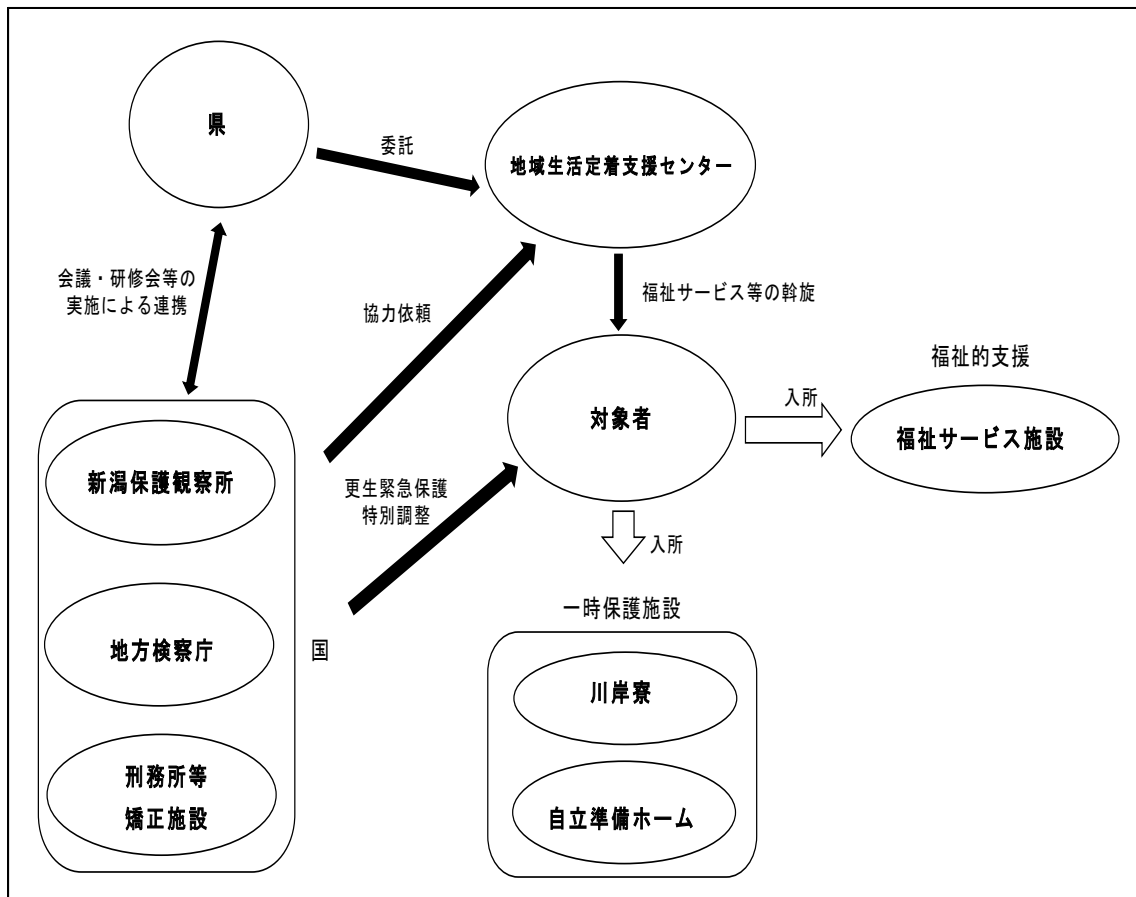
- 矯正施設に収容中の者のうち、高齢又は障害のある者で出所後の住居が未定の者については、特別調整として、矯正施設及び地域生活定着支援センターの協力を得て住居及び必要な保健医療・福祉サービスの調整を行っています。
【新潟保護観察所】
- 出所後の住居が確保されている高齢又は障害のある者についても、出所後に保健医療、福祉サービスの支援を行うことで、より健全な社会復帰が可能となると判断された場合、一般調整として地域生活定着支援センターの協力を得ることにより、保健医療・福祉サービスの調整を行っています。 【新潟保護観察所】
- 更生保護施設に福祉専門職員の配置を支援するほか、福祉的支援が可能な施設を自立準備ホームに登録することにより、高齢又は障害のある刑務所出所者等を受け入れ、適切な保健医療・福祉サービスにつなげられる処遇の委託を行っています。
【新潟保護観察所】
- 新潟刑務所では、社会福祉士等の資格を持つ常勤の福祉専門官を配置し、福祉的支援の充実を図ります。福祉的支援の対象者が、県内に帰住する場合又は他県でも地域福祉の利用歴がある場合は、保護観察所や地域生活定着支援センター等と情報共有を密に行いながら、特別調整を視野に入れた支援を行っています。
また、特別調整を行わない場合は、独自調整として支援を行っており、県内の行政や福祉施設と連携し、必要な調整を行うなどして帰住させ、また、保護観察

所等の関係各機関と協力し、更生緊急保護による住まいの確保に加え、通所サービスの利用ができるよう福祉調整を行っています。 【新潟刑務所】

- 少年院で治療を受けている少年で、出院後、医療機関の診察を受ける必要がある場合には、少年及び保護者の同意を得て、出院時に医療情報（医師の紹介状）を手渡し、円滑な医療行為につなげています。

障害のある少年及びその保護者に対して、新潟刑務所の福祉専門官による面接を依頼し、出院後に利用できる福祉サービスや相談窓口等について指導を受けています。 【新潟少年学院】

※高齢者・障害者への支援（イメージ図）



【新潟県地域生活定着支援センターの取組】

矯正施設に収容中の者のうち、高齢又は障害のある者で出所後の住居が未定の者について、2009年度から地域生活定着促進事業が開始され、新潟県においても、2012年3月16日に開設し、以下の業務に取り組んでいます。

(1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

(2) フォローアップ業務

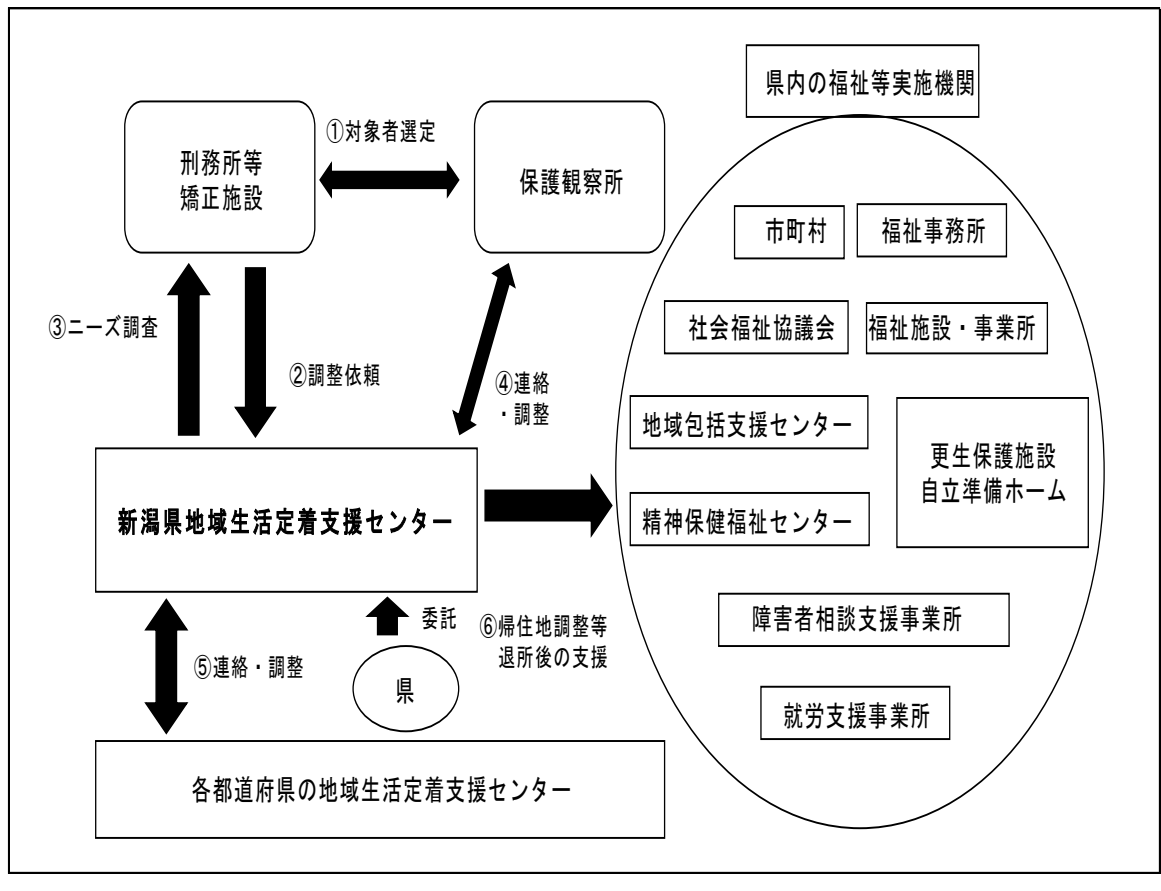
コーディネート業務の斡旋により、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、必要な助言を行います。

(3) 相談業務

矯正施設退所者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

(4) 関係機関との連携

ケース会議、合同支援会議等を開催します。



第3節 非行の防止等

(1) 現状と課題

新潟県における刑法犯少年の検挙人員は、減少傾向が続いていますが、刑法犯少年の再犯者率は30%前後で推移しており、将来を担う少年達の健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、再犯者の減少に向けた取組を推進する必要があります。

(2) 具体的施策

- 学校と警察が連携した非行防止活動の実施【生徒指導課・警察本部】
学校における非行防止のための教育を学校と警察で連携して行います。

- 地域における非行防止活動の推進【児童家庭課】
青少年健全育成県民大会等を通じて、健全育成に対する県民の関心を高めるとともに、理解の増進を図り、非行防止活動の促進を支援します。

【国・民間の取組】

- 中学校在学中の保護観察対象者、中学校への復学が見込まれる少年院在院者については、保護観察官及び保護司が中学校と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な保護観察及び生活環境の調整を行っています。【新潟保護観察所】

- 新潟法務少年支援センター(少年鑑別所)では、地域援助として、非行や犯罪、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校関係機関や児童生徒本人、保護者などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取組んでおり、これを一層推進します。【新潟法務少年支援センター】

- 少年院の矯正教育の内容としては、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導があり、また、社会復帰支援として就労支援や修学支援、資格取得(高校卒業程度認定試験、危険物取扱者試験、小型建設機械特別教育等)等を実施しています。
また、円滑な社会復帰のためには保護者の協力も必要であり、保護者会、面会、行事等を通して、親子関係の改善、不良交友の断絶等についての働き掛けを行っています。【新潟少年学院】

第4節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動の促進のための取組

(1) 現状と課題

新潟県の更生保護は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護法人、更生保護施設等の民間協力者の協力により、実施されています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分でないことなどの課題があります。

(2) 具体的施策

○ 民間支援団体等との連携【警察本部】

少年警察ボランティア活動の推進による非行防止の取組、新潟県暴力団排除団体による暴力団員の離脱・就労の取組を支援します。

【国・民間の取組】

- 地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動に当たる更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、更生保護法人等が、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進できるよう、活動に対する支援を行っています。

その他にも、保護観察官が関係機関等の研修や地域の行事などで更生保護制度等に関する講座の講師を務めるなど、更生保護制度や再犯防止対策の重要性等について広報・啓発活動を行っています。 【新潟保護観察所】

- 改善指導等では、教誨師や篤志面接委員など、民間協力者の援助により、各種指導や講話、面接等の方法で、被害者及びその家族等が置かれている状況や心情を理解させるなど、自ら犯した罪に対する反省を深めるような指導をしています。

【新潟刑務所】

- 職業指導(溶接、陶芸)、教科指導(珠算)、特別活動指導(音楽・書道・美術クラブ)、高校卒業程度認定試験などで、民間の講師による指導を受けているほか、民間会社の協力により図書のパッケージ管理、選書の導入に向けた準備を進めているなど、矯正教育の多くの分野で民間協力者の協力・支援を受けています。

【新潟少年学院】

2 広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした者等が社会復帰するためには、行政や地域住民の理解や協力が重要です。

しかしながら、本県においては、再犯の防止等に関する施策は、必ずしも行政や県民に身近なものではなく、理解や関心を得られにくいことが課題となっています。

(2) 具体的施策

○ 民間支援団体の啓発活動の推進【児童家庭課、福祉保健課、警察本部】

“社会を明るくする運動”や福祉サービス等の研修会などにおいて、再犯防止推進の活動のPRを積極的に実施し、民間協力者の確保と活動の推進を支援します。

【国・民間の取組】

○ “社会を明るくする運動”を、新潟県推進委員会(委員長：新潟県知事)の事務局として、毎年7月の強調月間を中心に推進しています。主な行事として、内閣総理大臣メッセージの伝達、小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストなどを実施しています。これらの行事を通じて、県民各層に運動の趣旨に対する理解と協力を求めています。【新潟保護観察所】

○ 施設見学を積極的に受け入れ、少年鑑別所(法務少年支援センター)の活動を理解していただき、再犯防止に向けた取組の広報を行っています。【新潟少年鑑別所】

○ 一般の方の参観や刑務作業製品の即売会などを積極的に行い、矯正行政について幅広く御理解をいただけるような取組を行っています。【新潟刑務所】

○ 薬物非行防止指導担当者が、近隣の自治体と連携し、公立中学校や保健所において、授業・研修を行っています。

施設見学を積極的に受け入れ、少年院の教育活動を理解していただき、再犯防止に向けた取組の広報を行っています。【新潟少年学院】

第5節 市町村・国・関係団体との連携強化の取組

(1) 現状と課題

再犯防止に関する取組は、関係機関・団体と連携して推進していく必要があります。

県内の刑事司法関係機関（新潟地方検察庁、新潟刑務所、新潟少年鑑別所、新潟少年学院、新潟保護観察所等）を中心に、犯罪をした者等の立ち直りを支援する民間団体等と行政機関で適切な役割分担による効果的な連携が必要です。

(2) 具体的施策

○ 国・市町村・関係団体との連携の強化【各課】

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく県民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指すため、国・市町村・関係団体と情報共有し、連携の強化を図ります。

○ 地域のネットワークづくり【福祉保健課】

課題等の情報共有、「県計画」の管理等を行うため、関係機関による再犯防止（社会復帰）推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図り、社会復帰を支援します。

○ 県内の福祉支援・福祉サービスの情報共有【福祉保健課】

県内の福祉支援・福祉サービスの情報を市町村・関係機関・関係団体と連携し、更新・共有を図ります。

○ 市町村再犯防止推進計画の策定の推進等【福祉保健課】

県内市町村の再犯防止推進計画策定のための助言や情報提供等、必要な支援を行います。

【国・民間の取組】

○ 福祉・医療機関や福祉・医療施設への業務説明及び再犯防止・社会復帰支援への協力依頼を行っています。【新潟地方検察庁】

○ 関係機関・団体との間で、必要な情報交換を行うとともに、連携を確保する目的で以下のような協議会を開催しています。

<高齢・障害者関係>

内 容：刑務所出所者等の状況及び福祉への円滑な移行等についての意見交換
構成員：矯正施設、行政機関、福祉・医療機関、地域生活定着支援センター等

<薬物関係>

内 容：薬物依存を有する者への支援についての意見交換

構成員：医療機関、自助グループ（家族会含む）、矯正施設、行政機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター等

<就労関係>

内 容：刑務所出所者等の状況及び県内の就労状況等についての意見交換

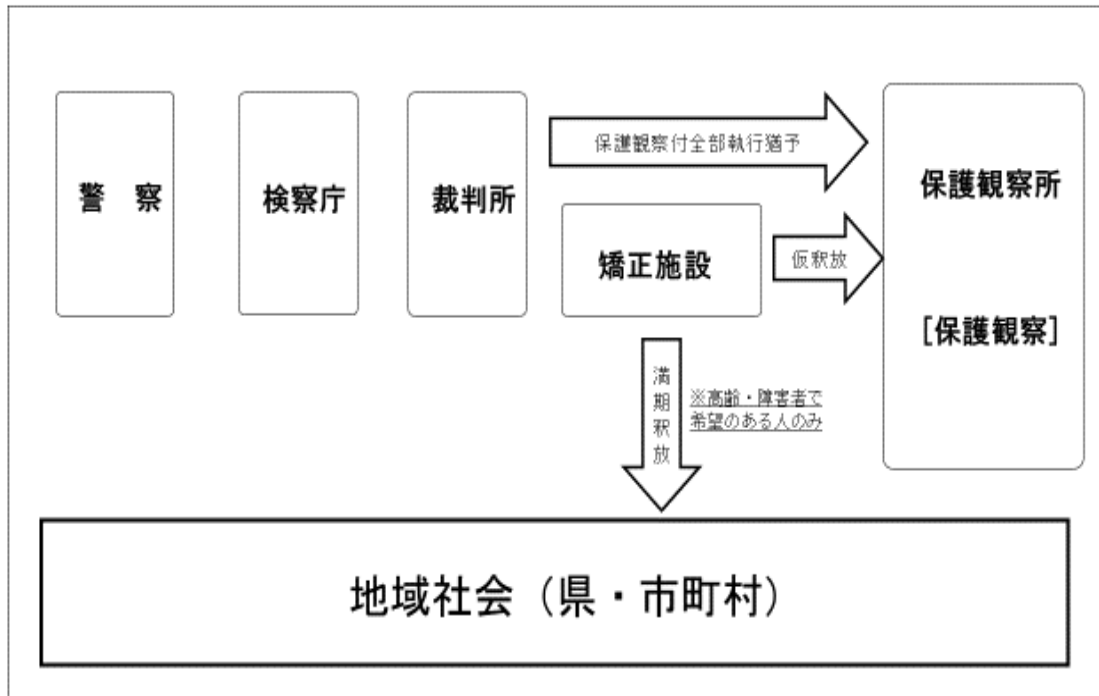
構成員：労働局及び県内の主要なハローワーク、矯正施設、行政機関、就労支援事業者機構等 **【新潟保護観察所】**

○ 新潟法務少年支援センターとして、関係機関の連携を強化し、地域援助（同センターが行う地域の非行及び犯罪の防止に関する、相談対応、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修、講演等）を推進するために、地域援助協議会を開催しています。 **【新潟少年鑑別所】**

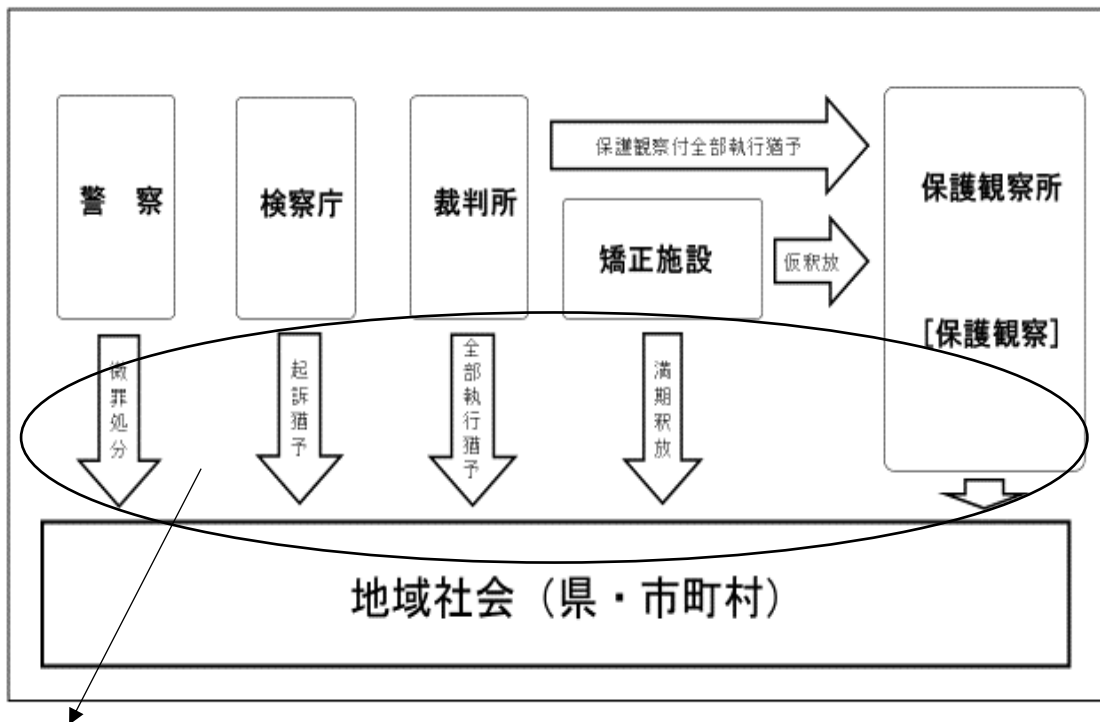
○ 受刑者が円滑に社会復帰できるよう、就労支援や福祉的支援について、ハローワークや新潟保護観察所、新潟県地域生活定着支援センターや市役所などの地方公共団体等と密な連携を図ります。 **【新潟刑務所】**

○ 家庭裁判所、保護観察所との連携のほか、ハローワーク、地域生活定着支援センター、警察署、地方公共団体等との連携が少年の社会復帰支援において重要であることから、在院者に対する講話を実施していただくなど、連携を強化します。 **【新潟少年学院】**

●国・市町村・関係団体との連携イメージ
【計画策定前】



【計画策定後】



●県内の刑事司法関係機関と情報共有を図り、罪を犯した人が立ち直る支援を行う。

第4章 資料

1 県内の福祉支援・福祉サービス一覧

(1) 福祉に関する支援
(2) 矯正施設から出所された方の支援等
(3) 生活困窮に関すること
(4) 高齢者に関すること
(5) 障害者に関すること
(6) 児童に関すること
(7) 女性に関すること
(8) 依存症に関すること
(9) 医療に関すること
(10) その他

(1) 福祉に関する支援

福祉に関する困りごと、相談ごとがありましたら、まずは、お住まいの地域の関係機関へお問い合わせください。

● 県福祉保健部各課

福祉保健課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511 (代表) 月～金 8:30～17:15 土日・祝日を除く
国保・福祉指導課		
医務薬事課		
基幹病院整備室		
医師・看護職員確保対策課		
高齢福祉保健課		
健康対策課		
生活衛生課		
児童家庭課		
障害福祉課		
少子化対策課		

● 県地域振興局健康福祉（環境）部

村上市地域振興局健康福祉部	0254-53-3151	村上市、関川村、粟島浦村
新発田地域振興局健康福祉環境部 (新発田地域福祉事務所)	0254-26-9129	新発田市、胎内市、阿賀野市、 聖籠町 (村上市、関川村、粟島浦村)

新潟地域振興局健康福祉部 (新津地域福祉事務所)	0250-22-5171	五泉市、阿賀町
三条地域振興局健康福祉環境部 (三条地域福祉事務所)	0256-36-2360	三条市、加茂市、燕市、田上町、 弥彦村
長岡地域振興局健康福祉環境部 (長岡地域福祉事務所)	0258-33-4930	長岡市、小千谷市、見附市、 出雲崎町(柏崎市、出雲崎町)
魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-1145	魚沼市
南魚沼地域振興局健康福祉環境部 (南魚沼地域福祉事務所)	025-772-2457	南魚沼市、湯沢町 (魚沼市、十日町市、津南町)
十日町地域振興局健康福祉部	025-757-2400	十日町市、津南町
柏崎地域振興局健康福祉部	0257-22-4165	柏崎市、刈羽村
上越地域振興局健康福祉環境部	025-524-6133	上越市、妙高市(糸魚川市)
糸魚川地域振興局健康福祉部	025-552-1783	糸魚川市
佐渡地域振興局健康福祉環境部	0259-74-3315	佐渡市

* 1 地域福祉課及び総務福祉課(福祉担当)の業務は()内の区域も含む。

●市町村相談窓口

長岡市	福祉総務課	〒950-8570 長岡市大手通 1-4-10	0258-35-1122
三条市	福祉課	〒950-8570 三条市旭町 2-3-1	0256-34-5511
柏崎市	福祉課	〒945-8511 柏崎市中央町 5-50	0257-21-2234
新発田市	社会福祉課	〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3	0254-22-3030
小千谷市	社会福祉課	〒947-8501 小千谷市城内 2-7-5	0258-83-3517
加茂市	福祉事務所	〒959-1392 加茂市幸町 2-3-5	0256-52-0080
十日町市	福祉課	〒948-8501 十日町市千歳町 3-3	025-757-3111
見附市	健康福祉課	〒954-0052 見附市学校町 2-13-30	0258-61-1350
村上市	福祉課	〒958-8501 村上市三之町 1-1	0254-53-2111
燕市	社会福祉課	〒959-0295 燕市吉田西太田 1934	0256-77-8186
糸魚川市	福祉事務所	〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5	025-552-1511
妙高市	福祉介護課	〒944-8686 妙高市栄町 5-1	0255-72-5111
五泉市	健康福祉課	〒959-1692 五泉市太田 1094-1	0250-62-2510
上越市	福祉課	〒943-8601 上越市木田 1-1-3	025-526-5111
阿賀野市	社会福祉課	〒959-2092 阿賀野市岡山町 10-15	0250-62-2510
佐渡市	社会福祉課	〒952-1292 佐渡市千種 232	0259-63-5113
魚沼市	福祉課	〒946-8511 魚沼市大沢 213-1	025-792-9767
南魚沼市	福祉課	〒949-6696 南魚沼市六日町 180-1	025-773-6667

胎内市	福祉介護課	〒959-2693 胎内市新和町 2-10	0254-43-6111
聖籠町	保健福祉課	〒957-0117 聖籠町大字諏訪山 825	0254-27-6511
弥彦村	福祉保健課	〒959-0392 弥彦村大字矢作 402	0256-94-3133
田上町	保健福祉課	〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田 3070	0256-57-6112
阿賀町	福祉介護課	〒959-4495 阿賀町津川 580	0254-92-5763
出雲崎町	保健福祉課	〒949-4392 出雲崎町大字川西 140	0258-78-2293
湯沢町	福祉介護課	〒949-6101 湯沢町大字湯沢 2877-1	025-784-4560
津南町	福祉保健課	〒949-8292 津南町大字下船渡戊 585	025-765-3114
刈羽村	福祉保健課	〒945-8292 刈羽村大字割町新田 215-1	0257-45-3916
関川村	住民福祉課	〒959-3292 関川村大字下関 912	0254-64-1471
粟島浦村	保健福祉課	〒958-0061 粟島浦村字日ノ見山 1513-11	0254-55-2111
新潟市	福祉総務課	〒951-8550 中央区学校町通 1 番町 602-1	025-228-1000

●新潟県社会福祉協議会

生活福祉資金制度や日常生活自立支援事業、高齢者相談等の支援を行っております。

所在地	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階
連絡先	025-281-5520

●市町村社会福祉協議会

長岡市社会福祉協議会	0258-32-1442	佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155
三条市社会福祉協議会	0256-33-8511	魚沼市社会福祉協議会	025-792-8191
柏崎市社会福祉協議会	0257-22-1411	南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6911
新発田市社会福祉協議会	0254-23-1000	胎内市社会福祉協議会	0254-44-8682
小千谷市社会福祉協議会	0258-83-2340	聖籠町社会福祉協議会	0254-27-6767
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	弥彦村社会福祉協議会	0256-94-4551
十日町市社会福祉協議会	025-750-5010	田上町社会福祉協議会	0256-57-5877
見附市社会福祉協議会	0258-61-1353	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088
村上市社会福祉協議会	0254-53-2111	出雲崎町社会福祉協議会	0258-41-7133
燕市社会福祉協議会	0256-78-7080	湯沢町社会福祉協議会	025-784-4111
糸魚川市社会福祉協議会	025-552-7700	津南町社会福祉協議会	025-765-3774
妙高市社会福祉協議会	0255-72-7660	刈羽村社会福祉協議会	0257-45-2026
五泉市社会福祉協議会	0250-41-1000	関川村社会福祉協議会	0254-64-0111
上越市社会福祉協議会	025-526-1515	粟島浦村社会福祉協議会	0254-55-2111
阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203	新潟市社会福祉協議会	025-243-4366

(2) 矯正施設から出所された方の支援等

●新潟県地域生活定着支援センター

所在地	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 公益社団法人新潟県社会福祉士会 事務局内
連絡先	025-281-6010
開所時間	平日 9:00～17:00

(3) 生活困窮に関すること

●県内生活困窮者自立支援制度窓口

生活困窮者への相談支援を実施するほか、自立の支援を行います。

新潟県 (町村部)	新潟県パーソナル・サポート・センター（下越地区）	025-250-5160
	新潟県パーソナル・サポート・センター（中越地区）	0258-89-8345
新潟市	新潟市パーソナル・サポート・センター	025-385-6851
長岡市	長岡市パーソナル・サポート・センター	0258-89-8263
上越市	福祉課援護係	025-526-5111
三条市	福祉課生活支援係	0256-34-5433
柏崎市	生活サポートセンター柏崎	0257-22-1411
新発田市	社会福祉課生活支援係	0254-28-9221
小千谷市	社会福祉課生活福祉係	0258-83-3517
加茂市	(福) 加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667
十日町市	地域福祉課生活支援係	025-752-7338
見附市	くらしの自立支援センターみつけ	0258-62-7010
村上市	生活支援センターむらかみ	0254-62-7756
燕市	生活困窮者支援	0256-77-8173
糸魚川市	福祉事務所	025-552-1511
妙高市	生活・お仕事困りごと相談窓口	0255-74-0061
五泉市	五泉市くらしの支援センター	0250-41-1200
阿賀野市	暮らしサポートセンターあがの	0250-67-9500
佐渡市	生活自立相談支援センター	0259-81-1155
魚沼市	地域福祉課生活支援係	025-792-8181
南魚沼市	くらしのサポートセンターみなみ（生活支援係）	025-773-6919
胎内市	せいかつ応援センター胎内市社協	0254-44-1511

(4) 高齢者に関すること

● 県内地域包括支援センター（平成 31 年 4 月 1 日現在）

保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが高齢者への総合的な支援を行っています。

長岡市	長岡市高齢者基幹包括支援センター	0258-89-7440
	長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	0258-30-1121
	長岡市地域包括支援センターけさじろ	0258-37-5700
	長岡市地域包括支援センターふそき	0258-25-3354
	長岡市地域包括支援センターみやうち・やまこし	0258-39-0080
	長岡市地域包括支援センターまきやま・みしま	0258-29-7005
	長岡市地域包括支援センターにしながおか	0258-29-6621
	長岡市地域包括支援センターなかのしま・よいた	0258-61-2600
	長岡市地域包括支援センターこしじ・おぐに	0258-41-3201
	長岡市地域包括支援センターわしま・てらどまり	0258-74-3808
	長岡市地域包括支援センターとちお	0258-53-2265
	長岡市地域包括支援センターかわぐち	0258-89-3974
三条市	三条市地域包括支援センター嵐北	0256-36-0620
	三条市地域包括支援センター嵐南	0256-36-5001
	三条市地域包括支援センター東	0256-38-4455
	三条市地域包括支援センター栄	0256-45-7600
	三条市地域包括支援センター下田	0256-46-3193
柏崎市	柏崎市北地域包括支援センターはらまち	0257-24-4201
	柏崎市中地域包括支援センター	0257-24-6715
	柏崎市西地域包括支援センターまちなか	0257-20-1535
	柏崎市東地域包括支援センター	0257-31-2122
	柏崎市南地域包括支援センター	0257-31-4515
	柏崎市西地域包括支援センターあかさかやま	0257-41-5612
	柏崎市北地域包括支援センターにしやま	0257-47-7509
新発田市	新発田北地域包括支援センター	0254-41-4646
	新発田中央地域包括支援センター	0254-26-2400
	新発田西地域包括支援センター	0254-32-3927
	新発田東地域包括支援センター	0254-31-2001
	新発田南地域包括支援センター	0254-24-1111
小千谷市	小千谷市地域包括支援センター	0258-83-0807
加茂市	加茂市介護・看護支援センター	0256-41-4032
十日町市	十日町東地域包括支援センター	025-750-5380

	十日町南地域包括支援センター	025-758-2324
	十日町西地域包括支援センター	025-597-3805
	十日町北地域包括支援センター	025-756-2107
	十日町中地域包括支援センター	025-755-5115
見附市	見附市地域包括支援センター中央	0258-63-3555
	見附市地域包括支援センター南	0258-62-1750
	見附市地域包括支援センター西	0258-62-3345
	見附市地域包括支援センター今町	0258-61-5221
村上市	村上市地域包括支援センター	0254-53-2111
燕市	燕市地域包括支援センターおおまがり	0256-61-6165
	燕市地域包括支援センターさわたり	0256-62-2900
	燕市分水地区地域包括支援センター	0256-97-7113
	燕市吉田地区地域包括支援センター	0256-94-7676
糸魚川市	地域包括支援センターよしだ	025-550-1788
	糸魚川総合病院地域包括支援センター	025-553-1221
	地域包括支援センターみやまの里	025-550-6525
	能生地域包括支援センター	025-561-4180
	地域包括支援センターおうみ	025-562-3500
妙高市	妙高市地域包括支援センター	0255-74-0017
五泉市	五泉地域包括支援センター	0250-41-1710
	村松地域包括支援センター	0250-58-8811
上越市	浦川原地域包括支援センター	025-599-3872
	柿崎地域包括支援センター	025-536-6312
	高田の郷地域包括支援センター	025-521-5133
	地域包括支援センターたかだ	025-526-1155
	地域包括支援センター府中会	025-544-3325
	上越あたご地域包括支援センター三和	025-530-7581
	ふもと地域包括支援センター	025-531-1502
	しおさいの里地域包括支援センター	025-535-1151
	センター病院地域包括支援センター	025-527-3880
	みんなでいきる地域包括支援センター	025-520-8970
	リボーン地域包括支援センター	025-530-7802
阿賀野市	阿賀野市地域包括支援センター阿賀野	0250-62-2510
	阿賀野市地域包括支援センター笹神	0250-62-4141
佐渡市	佐渡西地域包括支援センター	0259-57-8152

	佐渡東地域包括支援センター	0259-23-5515
	佐渡南地域包括支援センター	0259-88-3844
	佐渡中央地域包括支援センター	0259-63-3120
魚沼市	魚沼市地域包括支援センター	025-792-9760
	魚沼市南部地域包括支援センター	025-793-7337
南魚沼市	南魚沼市地域包括支援センター	025-773-6675
胎内市	胎内市地域包括支援センターみらい	0254-44-8691
	地域包括支援センター胎内市社協	0254-44-8687
	地域包括支援センター中条愛広苑	0254-46-5601
	地域包括支援センターやまぼうし	0254-47-2115
聖籠町	聖籠町地域包括支援センター	0254-27-6521
弥彦村	弥彦村地域包括支援センター	0256-94-1030
田上町	田上町地域包括支援センター	0256-57-6220
阿賀町	阿賀町地域包括支援センター	0254-92-3986
出雲崎町	出雲崎町地域包括支援センター	0258-41-7211
湯沢町	湯沢町地域包括支援センター	025-784-3000
津南町	津南町地域包括支援センター	025-765-5455
刈羽村	刈羽村地域包括支援センター	0257-41-6520
関川村	関川村地域包括支援センターせきかわ	0254-64-1473
粟島浦村	粟島浦村地域包括支援センター	0254-55-2111
新潟市	新潟市地域包括支援センター阿賀北	025-258-1212
	新潟市地域包括支援センター上土地亀	025-386-1150
	新潟市地域包括支援センターくずつか	025-386-8100
	新潟市地域包括支援センター石山	025-277-0077
	新潟市地域包括支援センター木戸・大形	025-272-3552
	新潟市地域包括支援センター藤見・下山	025-290-7155
	新潟市地域包括支援センター山の下	025-250-0032
	新潟市地域包括支援センター鳥屋野・上山	025-240-6077
	新潟市地域包括支援センターふなえ	025-229-3600
	新潟市地域包括支援センター宮浦東新潟	025-240-6111
	新潟市地域包括支援センター関屋・白新	025-231-5659
	新潟市地域包括支援センター山潟	025-257-7090
	新潟市地域包括支援センター大江山・横越	025-278-7860
	新潟市地域包括支援センターかめだ	025-383-1780
	新潟市地域包括支援センター曾野木両川	025-280-3636

	新潟市地域包括支援センターこすど	0250-61-1855
	新潟市地域包括支援センター新津	0250-25-3081
	新潟市地域包括支援センターにいつ日宝町	0250-22-1931
	新潟市地域包括支援センターあじかた	025-372-5121
	新潟市地域包括支援センターしろね北	025-362-1750
	新潟市地域包括支援センターしろね南	025-373-6770
	新潟市地域包括支援センター赤塚	025-264-3377
	新潟市地域包括支援センター黒埼	025-377-1522
	新潟市地域包括支援センター小新・小針	025-201-1351
	新潟市地域包括支援センター坂井輪	025-269-1611
	新潟市地域包括支援センター岩室	0256-82-5501
	新潟市地域包括支援センター中之口・潟東	025-375-8833
	新潟市地域包括支援センター西川	0256-88-3122
	新潟市地域包括支援センター巻	0256-73-6780

●高齢者に係る日常生活上の心配事など

新潟県高齢者総合相談センター	025-285-4165	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00-17:00 ※専門相談（法律相談）は予約制 原則毎月曜日 13:30～16:00
新潟県認知症コールセンター	025-281-2783	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00-17:00

（５）障害者に関すること

- 手帳の申請、医療費助成、福祉サービスの利用など、日常生活や社会活動に関する相談

各市区町村の障害福祉担当課	各市区町村役場にお問い合わせください
---------------	--------------------

●発達障害に関する相談

新潟県発達障がい者支援センター RISE（ライズ）	025-266-7033	月～金（祝日を除く） 8:30-17:15
新潟市発達障がい支援センター JOIN（ジョイン）	025-234-5340	月～金（祝日を除く） 8:30-17:30 土 9:00-15:00

(6) 児童に関すること

●児童相談所

0歳から18歳未満までのお子さんの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育の問題などについて相談に応じます。

児童 相 談 所	新発田児童相談所	0254-26-9131	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30-17:15
	中央児童相談所	025-381-1111	
	長岡児童相談所	0258-35-8500	
	南魚沼児童相談所	025-770-2400	
	上越児童相談所	025-524-3355	
	新潟市児童相談所	025-230-7777	

●子どもの非行などの問題行動

新潟少年サポートセンター	025-285-4970	月～金(祝日、年末年始を除く)
長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	8:30-17:15
上越少年サポートセンター	025-526-4970	月～金(祝日、年末年始を除く)
		9:00-17:45

●いじめ、その他学校生活に関すること

24時間子供SOSダイヤル (新潟県いじめ相談電話)	0120-0-78310 又は 025-285-1212	毎日24時間
新潟市「いじめSOS」電話相談	025-222-0110	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)

(7) 女性に関すること

●DVと児童虐待専用の電話相談

DV・児童虐待相談フリーダイヤル	0120-26-2928	毎日9:00～22:00
------------------	--------------	--------------

●配偶者からの暴力、離婚、女性の悩み、保護に関する相談

新潟県女性福祉相談所	025-381-1111	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
------------	--------------	--------------------------------

(8) 依存症に関すること

薬物等の依存症は、回復が可能な病気ですが、回復までには時間がかかります。家族だけで問題を抱え込み解決しようとしてもうまくいかないことがあります。状況や段階に応じて相談機関や自助グループを利用することも必要です。

まずは、精神保健福祉センターまたはお住まいの地域の保健所にご相談ください。

●新潟県精神保健福祉センター

依存症などの心の悩みや依存症者の家族の支援等を行っています。

【センターによる精神保健福祉相談】

所在地	〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-3
連絡先	025-280-0111 (相談専用電話番号：025-280-0113)
相談対応	【来所相談】月～金 8:30～17:00 (年末年始、祝日を除く) (※事前に電話予約が必要) 【電話相談】月～金 8:30～17:00 (年末年始、祝日を除く)

●県内保健所

精神保健福祉相談や薬物、こころとからだの健康相談に関する業務を行っています。

村上保健所	0254-53-8369	村上市 関川村 粟島浦村
新発田保健所	0254-26-9133	新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
新津保健所	0250-22-5174	五泉市 阿賀町
三条保健所	0256-36-2363	三条市 燕市 加茂市 弥彦村 田上町
長岡保健所	0258-33-4931	長岡市 見附市 小千谷市 出雲崎町
魚沼保健所	025-792-8614	魚沼市
南魚沼保健所	025-772-8137	南魚沼市 湯沢町
十日町保健所	025-757-2402	十日町市 津南町
柏崎保健所	0257-22-4161	柏崎市 刈羽村
上越保健所	025-524-6132	上越市 妙高市
糸魚川保健所	025-553-1936	糸魚川市
佐渡保健所	0259-74-3407	佐渡市
新潟市保健所	025-212-8183	新潟市

(9) 医療に関すること

●新潟県内の医療機関情報

新潟県内の医療機関、薬局の情報は、「こいがた医療情報ネット」で検索できます。

<HP アドレス> <http://qq.niigata-iyaku.jp/qq15/qqport/kenmintop/>

●精神医療相談窓口

緊急に精神科医療・相談を必要とする方のために精神医療相談窓口（電話相談）を開設しています。相談内容に応じて、緊急医療の必要性の判断や医療機関の案内、適切な助言を行います。

連絡先	0258-24-1510
相談受付	毎日 24 時間

(10) その他

●こころの相談新潟

連絡先	0570-783-025（ナビダイヤル なやみなし にいがた）
相談受付	毎日 24 時間 相談は無料です（※別途通話料がかかります）

●自殺などさまざまな心の悩み

新潟いのちの電話（新潟）	025-288-4343	毎日 24 時間
新潟いのちの電話（上越）	025-522-4343	
新潟いのちの電話（長岡）	0258-39-4343	
新潟いのちの電話（新発田）	0254-20-4343	
新潟いのちの電話（村上）	0254-53-4343	
自殺予防いのちの電話フリーダイヤル	0120-783-556	毎月 10 日（通話料無料）

●ひきこもりに関する相談

新潟県ひきこもり相談ダイヤル	025-284-1001	月～金 （祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00
新潟市ひきこもり相談支援センター	025-278-8585	火～土 （祝日、年末年始を除く） 9:00～18:00

●認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの相談

新潟県社会福祉協議会 企画広報課 （日常生活自立支援事業担当課）	025-281-5584	月～金 （祝日、年末年始を除く） 8:30-17:15
-------------------------------------	--------------	-----------------------------------

●新潟法務少年支援センター

年齢を問わず、地域社会の非行や犯罪に関する全般の問題について相談に応じます。

連絡先	025-265-1622
相談受付	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)

●人権問題全般の相談

みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
子どもの人権 110 番	0120-007-110	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	

●職場、仕事での悩みなど

日本産業カウンセラー協会 新潟相談室	025-290-3883	予約受付 月～金 10:00～18:00 面談時間 月～金 13:00～20:00
-----------------------	--------------	--

●労働問題に関する相談

新潟労働相談所	0250-23-6110	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く) 毎月第3日曜日 13:00～17:15 (電話相談のみ)
長岡労働相談所	0258-37-6110	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)
上越労働相談所	025-526-6110	

●各種法律問題全般

新潟県弁護士会 リーガルサービスセンター	025-222-5533	月～金 9:00～17:00 (祝日を除く) ※予約制、原則有料
新潟県司法書士会 司法書士総合相談センター	025-240-7867	月～金 (祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
司法書士無料相談	025-244-5121	予約制の面談相談 毎週水曜日 13:30～16:00

●様々な相談窓口の紹介

日本司法支援センター 法テラス新潟	0570-078328	法的トラブルでお困りの方 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日を除く)
----------------------	-------------	---

●サラ金、クレジット等、多重債務に関する相談

新潟県弁護士会 多重債務相談センター	025-222-5533	月～金 9:00～17:00 (祝日を除く) ※予約制、初回無料
新潟県司法書士会 多重債務ホットライン	025-240-7974	月～金 (祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00

●犯罪などの相談

けいさつ相談室 (警察本部)	025-283-9110 又は#9110	毎日 24 時間
各警察署	各警察署に お問い合わせ ください。	

●暴力団に関する相談

公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター	025-281-8930	月～金 (電話・面談) 8:30～17:00 (年末年始、祝日を除く)
---------------------------	--------------	---

2 再犯防止等の推進に関する法律（平成28（2017）年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及

び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよ

う、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体

の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 用語の説明

【か行】

仮釈放

再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のこと。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

刑の一部の執行猶予制度

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年から5年まで、執行を猶予することができるとする制度のこと。

刑法犯

刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪のこと。

刑務所

主として、罪を犯した者のうち、刑罰を服することとなった者を収容する刑事施設のこと。

刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度のこと。

検挙

警察等が検挙し、検察官に送致・送付した事件の数のこと。

更生保護サポートセンター

保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動のこと。

更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身柄の拘束を解かれた者が、その後、親族の援助や公共の衛生福祉に関する機関等から保護を受けられないか、又はそれだけでは改善更生できないと認められる場合に、その者の申出に基づき、緊急に、必要な保護を実施して、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護するもの。身体の拘束を解かれた後、原則として6か月を超えない範囲内において、その者の意思に反しない場合に限り行われる。

更生保護施設

住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を、主に保護観察所から委託を受けて、宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設のこと。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。

更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受けて設立された法人のこと。

コレワーク

受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関で、矯正就労支援情報センターの通称。

【さ行】

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。

再犯者

2度以上刑法犯により検挙された者のこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体のこと。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。更生保護における犯罪予防活動の中心的なものとして、昭和26年から行われている。

受刑者

懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者のこと。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設のこと。

少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設のこと。

少年警察ボランティア

警察で委嘱し、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動に従事する民間ボランティアのこと。

少年刑務所

主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった 26 歳未満の受刑者を収容する刑事施設のこと。

少年サポートセンター

警察本部少年課の附置機関。少年問題を専門的に取り扱う少年警察補導員が常駐し、少年相談、街頭補導、広報活動等、総合的な非行防止対策を実施している。

処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。

初犯者

犯罪により初めて検挙された者のこと。

自立準備ホーム

帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の宿泊場所のこと。保護観察所長が、あらかじめ登録した NPO 法人等に対し、宿泊場所の提供等を委託する形で実施。委託を受けた NPO 法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。

生活環境の調整

刑事施設や少年院などに収容されている者の釈放後の住居や就業先などの帰宅環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置する自立相談支援を実施する機関のこと。

全部執行猶予

刑法第 25 条に規定する刑の全部の執行猶予のこと。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設のこと。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する施設のこと。

地方検察庁

刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施している機関。

特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所が地域生活定着支援センターや、矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるように、必要な調整を行うもの。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適應するための指導が行われている。

【な行】

入所受刑者（新受刑者）

裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者のこと。

認知件数

犯罪について、被害の届け出等により警察が発生を認知した事件の数のこと。

【は行】

犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者のこと。

犯罪率

人口 10 万人当たりの認知件数のこと。

非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

- ・ 犯罪少年…罪を犯した少年をいう（少年法第3条第1項第1号）
- ・ 触法少年…14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう（少年法第3条第1項第2号）
- ・ ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年をいう（少年法第3条第1項第3号）

BBS会

「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体のこと。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取組むに当たり使用している名称。

暴力追放運動推進センター

暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会の指定を受け、暴力団員による不当な行為の困りごと相談、少年への暴力団からの働きかけを排除する活動、暴力団からの離脱希望者に対する援助活動、不当要求防止責任者講習の実施、見舞金の支給や民事訴訟の支援等の被害者への支援活動などを行う公益財団法人のこと。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中で健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行うこと。

保護観察官

更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員。

保護観察所

法務省の地方支分部局で、地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行う機関のこと。

保護司

地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者のこと。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、民間のボランティアである。

4 新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）策定委員会

【新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）策定委員会設置要綱】

（設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定する「新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）（以下「計画」という。）」を作成するため、「新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、変更できるものとする。

2 委員の任期は、計画を作成するまでとする。

（会議の開催）

第3条 委員会は、福祉保健部福祉保健課長が招集する。

（会議の進行等）

第4条 会議の進行は委員長が当たり、支障があるときは、委員長が指定する者がこれに当たる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から実施し、令和2年3月31日をもって廃止する。

【別表】

（令和元年10月7日 現在） 敬称略

氏 名	所 属	備 考
丸 田 秋 男	新潟医療福祉大学 副学長	委員長
渡 邊 幹 仁	新潟県弁護士会（新潟菜の花法律事務所）	
本 多 崇 人	新潟県地域生活定着支援センター 所長	
山 本 文治郎	NPO 法人新潟県就労支援事業者機構 副会長	
小 嶋 和 浩	新潟県居住支援協議会 相談員	
大 塚 賢 秀	新潟県保護司会連合会 会長	
馬 場 健	新潟大学法学部 教授	

新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）

発行年月 令和2年3月発行

編集発行 新潟県福祉保健部福祉保健課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電 話 025-280-5176（直通）

F A X 025-283-3466

E-mail ngt040210@pref.niigata.lg.jp